
栃木県 U12 育成センターガイドライン

2024/4

1. 育成センターの目的

公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」)は世界に通用するバスケットボール環境構築のために「世界基準を日常に取り入れる」「世界を目指す環境整備」「一気通貫」という強化育成方針を示している。これに基づき、将来日本代表となる優秀な素質を持つ選手や可能性の高い選手に定期的に良い育成環境(練習環境・指導環境)を提供して個を大きく育てること、合わせて指導者の研鑽の場として指導者を養成することを設置の目的とする。

【U12】バスケットボールの楽しさを基盤としながら、選手個々の能力向上を主とし、局面別の個人技術・戦術を導入すること。

2. 定義

① 名称及び事業単位

1.名称 栃木県U12 育成センター Development Center 略称：栃木県U12DC

2.事業単位

以下の規模とカテゴリーによりひとつの事業単位とする。

■規模

- ・ 栃木県育成センター (栃木県 U12DC)
- ・ 地区育成センター (▲▲地区 U12DC)

② 栃木県育成センターの活動

月1回以上、年間10回以上の活動を基本とする。

1. 育成環境整備を目的としており、定期的に機会を与えたい趣旨である。
2. 原則として、1回の練習時間は3時間以内とする。
3. 県の実情に応じて、宿泊を伴う実施を妨げるものではない。

3. 選手・スタッフ

①参加資格

1. TeamJBA に選手登録を行っていること。
2. 外国籍選手の参加について、将来的な帰化の可能性を考慮し、TeamJBA 選手登録を前提として参加を認める。
3. 居住地・学校所在地・活動場所のいずれかが開催する育成センターの都道府県であること。
一人の選手が複数の都道府県育成センターに参加することは認められない。選手が主体的に 1 カ所の育成センターを選択し、選考会等に臨むこと。
4. 年齢(カテゴリー)
優秀な選手の場合、上のカテゴリーで活動することは妨げない。(飛び級可)

【年代別事項】

小学 6 年生の選手を中心とするが、小学 5 年生で優秀な選手の場合、U12 カテゴリーで活動することは妨げない。但し学業との兼ね合い、実施時間(夜間)等の配慮を行うこと。

②選手参加規定

1. 原則として育成センター活動を優先し、参加すること。
2. 全国大会やそれに準ずる公式戦の予選等と日程が重複した場合は、チームの活動を優先することが出来る。平日の活動を実施する場合、選手・所属チームにあらかじめ日程を示し、過剰負担とならないように配慮する。
3. 飛び級の選手(優秀な選手で上のカテゴリーで活動する選手)は、上位・下位の DC に両方に参加できる。上位 DC を優先し、過剰負担にならないよう配慮する。

【選手の入替え】

新たな有望選手発掘の観点から年間 2 回程度の選手追加を行ってもよい。

- ③参加人数事業単位 (都道府県・地区) 毎の参加人数は 20 名程度とするが、栃木県及び地区協会の裁量で決定してもよい。

④参加料

1. 受益者負担の考え方にに基づき選手から参加料を徴収する。
2. 1 回当たり 1,000 円以内が望ましい。

⑤運営スタッフ

1. 全体総括
育成センターに関するマネジメント、指導内容、指導者の統制等、全てを統括する。
2. カテゴリー総括マネージャー(事務局を兼ねる)

- ①全体総括・指導責任者と連携を取りながら、カテゴリー内の活動を掌握する。
- ②カテゴリー間連携を強化し、選手の情報共有を行う。
- ③年間計画・会計処理等を行う。

3. 任期は1年間とする。(再任は妨げない)

⑥指導スタッフ

1. 全ての指導者は、都道府県協会により任命された者で、JBA 公認コーチライセンスを有する有資格者とする。C級ライセンス以上が望ましい。
2. 指導スタッフは、JBA・都道府県協会ユース育成委員会のユース育成事業の趣旨を理解し、カテゴリー総括マネージャーと協力して育成センター活動の充実を図る。
3. 事業単位ごとに、メイン指導者、サブ指導者、マネジメントをおくことが望ましい。マネジメントはカテゴリー総括マネージャーと連携して事務的業務も行う。
4. 任期は1年間とする。(再任は妨げない)
5. 指導スタッフの任命・解任の権限は、栃木県協会にある。

⑦遵守事項

1. JBA インテグリティ委員会による「クリーンバスケット、クリーン・ザ・ゲーム」を遵守し、暴力暴言根絶を徹底すること。
※JBA 行動規範には暴言暴力のほか、不適切な指導、安全義務違反、リクルート、金品の贈与および受理等が含まれる。特に重大な過失を伴う重い事故が生じた場合、保険だけでは対応できないことがあること、指導者個人が訴訟対象となることを認知しておくこと。
2. 選手選考に際し、選手の進路決定に影響する発言・行動を行わないこと。

4. 指導内容・研修・選手選考

①指導内容

1. 人間教育を重視すること。「人間力なくして競技力向上なし」(JOC 強化方針)
2. JBA 技術委員会ユース育成部会より提示された JBA 育成方針に基づき、各都道府県協会ユース育成委員会の実情に応じて指導内容を決定する。
3. 習熟度、発達状況を考慮し、幅を持たせた柔軟な対応をする。

【U12】個の育成を主眼とし、局面別の個人技術・戦術の習得理解を目指す。

②コーチ研修会

1. 年度中に全ての育成コーチを対象としたコーチ研修会を計画すること。
2. 研修会に参加できない場合は、これに代わる指定の講習会に参加しなくてはならない。

③選手選考

1. 育成年代の選手の選考にあたっては、「今」の評価だけでなく「将来」を想定した評価を取り入れ、選考を行うこと。
2. 別に定める選手評価基準を参考に県協会ユース育成委員会の定める担当者が合議の上で選手選考を実施する。

【U12】U12においては、育成方針を念頭におき、子どもの目標とするための選手選考を地区・県単位で行う（選手選考は必須としない）。

5. 運営

①スポーツ傷害保険

1. 育成センター活動では、選手および指導スタッフに対してスポーツ傷害保険の加入を義務付ける。

②安全対策と緊急時対応マニュアル

1. 育成センター活動中の選手の傷害・疾病対応について、保護者に対して、事前に同意書記載の免責範囲をとり、同意書の提出を義務付ける。
2. 育成センター活動中に起こる事故等に対する緊急対応マニュアルや緊急連絡網を作成し、周知しておくこと。
3. 選手・スタッフの怪我・事故、選手間のいじめ・暴力等が発生した場合、育成センターコーチはカテゴリー総括マネージャーおよび全体総括に報告する。特に入院・通院加療が必要な怪我の場合は速やかに報告すること。

③マルファン症候群の取り扱い

1. マルファン症候群について参加選手の保護者の理解のもと、問題がないことを保護者自身で確認し、同意書にて確認をすること。
2. マルファン症候群の選手は本事業には参加できない場合がある。
3. 高身長者が多い競技特性から、指導者もマルファン症候群の理解に努めること。

④肖像権・ビデオ撮影・写真撮影の取り扱い

1. 参加者に肖像権の承諾を同意書等で確認すること。
2. 育成センター実施内容の撮影は、指導内容共有や個人での利用目的として許可される。
3. 育成センター実施映像のSNS、インターネット上への配信は禁ずる。

⑤スポンサー

1. 県育成センター事業について県協会の裁量でスポンサー獲得を検討してよい。

⑥リフレッシュポイント付与（「コーチに関する規程」による）

1. 指導スタッフにはリフレッシュポイントを年間1ポイント付与する。ただし、活動実態が伴う者に限る。対応は栃木県協会指導者養成委員会が行う。

※ 指導スタッフとは、栃木県協会が認証し、指導に直接関わっているコーチとする。

⑦個人情報の取り扱い

1. 本事業により得た個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理する。県においては育成センター以外の目的に転用しないこと。
2. 本事業により得た個人情報は、JBA 強化・育成事業に利用することがある。

【上記以外の規定に関しては「JBA 育成センターガイドライン 2024」に準ずる】